

審 査 基 準 表

（令和 6 年度宮崎県麻しん・風しんワクチン接種促進のための普及啓発事業業務委託）

審査項目		審査内容	配点	
1	運営体制	事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。	5	15
		計画的な業務スケジュールとなっているか。	5	
		業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。	5	
2	経済性	提案内容に対し経費の積算、予算の分配は適当であるか。また、節減が図られているか。	5	10
		提案価格に優位性はあるか（1 - 提案金額/契約上限額）×配点。 ※小数点以下切り捨て	5	
3	啓発動画の作成	動画の企画（長さ、データの企画）は適当か。	10	40
		広報ターゲットが関心を持ちやすい内容・構成（インパクト性）が十分に検討されているか。	10	
		宮崎県の現状及び独自性が十分に盛り込まれているか。	10	
		動画の作成に係るスケジュールは適当か。	5	
		次年度以降も活用できる内容であるか。	5	
4	ポスターの印刷・送付	広報ターゲットに見合った、実現可能でかつ効果的な送付先が十分に検討されているか。	10	15
		印刷・封詰め・発送に関する人員・スケジュールは適当か。	5	
5	マスメディアによる広報の企画・実施	広報ターゲットに見合った、有効な広報手段（時間・回数等）が十分に検討されているか。	10	15
		広報実施スケジュールについて、十分検討されているか。	5	
6	実績	本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	5	5
合 計			100	100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である 360 点（満点 600 点×6 割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が 1 者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である 360 点（満点 600 点×6 割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準】 ※ 5 段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

5	4	3	2	1	0
標準より非常に優れた提案	標準よりやや優れた提案	標準的な提案	標準よりもやや劣る提案	標準より劣る提案	評価不能